健生食輸発0206第1号令和6年2月6日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (スリランカ産うる5米のアフラトキシン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正: 令和6年2月2日付け健生食輸発0202第1号)により通知したところである。 今般、輸入時のモニタリング検査においてスリランカ産うるち米からアフラト キシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了 知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のスリランカの項中、

		T			
製品検査の	条	検査の項目	試験品採取の方	検査の方法	検査を受ける
対象食品等	件		法		ことを命ずる
					具体的理由
うるち米		総アフラトキシ	別表2によるこ	平成23年8月16	総アフラトキ
		ン(アフラトキ	と。	日付け食安発	シンが10 μ
		シンB1、B2、G1及		0816第2号「総	g/kgを超えて
		びG2の総和)		アフラトキシ	付着している
				ンの試験法に	おそれがある
				ついて」による	ため。
				こと。	

を追加する。